JAおやま

新規資金限定

冬の定期貯金キャンペーン2026





2026年11月2日(月)～2027年1月29日(金)

1年もの

店頭表示金利 **＋年0.2%上乗せ** (税引前)

3年もの

店頭表示金利 **＋年0.4%上乗せ** (税引前)

【冬の定期貯金キャンペーン2026】JAバンク栃木・JAおやま 共通

先着

JAおやまにキャンペーン定期貯金100万円以上をお預入れのうえ、
JAバンクアプリ又はアプリプラスを登録いただいている方に（新規登録含む）

＼首元をしっかり包んで冷たい風を防ぎ、寒い季節の外出や屋外作業に大活躍！／

よりぞう ネックウォーマープレゼント！



JAバンク　JAバンク プラス

便利なアプリ
ぜひ
ご登録を！



©よりぞう



※画像はイメージです。※在庫が無くなり次第終了となります。

- ●対象商品　スーパー定期貯金（単利型・複利型）、※自動継続扱い
- ●対象者　期間中に新規資金でお預入れの個人の方
- ●お預入金額　20万円以上
- ●その他
 - ・キャンペーン期間中、当ＪＡにお預入れされている貯金の払戻金や解約金、満期となる定期積金の満期金、新規資金を増額した定期貯金 書替は対象外となります。
 - ・キャンペーン期間中であっても、金利情勢等により取扱いを終了とする場合があります。

お問い合わせ・ご相談は、お近くのＪＡ窓口までお気軽にお尋ね下さい。

JAおやま

大谷支店	TEL.0285-27-0298	小山支店	TEL.0285-22-0010
間々田支店	TEL.0285-45-1210	下野支店	TEL.0285-44-1115
美田支店	TEL.0285-38-0004	野木支店	TEL.0280-56-0083
桑絹支店	TEL.0285-22-0980		

商品概要説明書

ＪＡおやま　冬の定期貯金キャンペーン２０２６

（2026年11月2日～2027年1月29日適用）

商　品	・1年もの…スーパー定期貯金（単利型） ・3年もの…スーパー定期貯金（複利型）
ご利用いただける方	・個人
期　間	・1年又は3年の定型方式　※いずれも自動継続(元金継続又は元利金継続)のみのお取扱になります。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	 ・一括預入 ・スーパー定期貯金の場合20万円以上。 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利　息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税　　金	 ・預入時の条件に応じた金利を満期日まで適用します。満期日以降は自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・スーパー定期貯金（単利型）は付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。また、スーパー定期貯金（複利型）は付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税※となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・この定期貯金は期限前解約できません。やむを得ず期限前解約する場合は、上乗せ金利の適用は行なわず預入日の店頭表示金利に戻し、該当する商品の商品概要説明書の「中途解約時の取扱い」に基づいた中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。
貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または企画管理部リスク統括課(電話：０２８５-２５-３７１０)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３-６８３７-１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ企画管理部リスク統括課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会　（電話：０３-３５８１-００３１） 第一東京弁護士会　（電話：０３-３５９５-８５８８） 第二東京弁護士会　（電話：０３-３５８１-２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。 具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAおやま